

# 福島県産業廃棄物税の今後のあり方について 中間とりまとめ(案)

(※本文中の赤字部分は素案からの変更箇所です。)

令和 2 年 8 月

福島県環境審議会

# 目 次

<b>1 産業廃棄物税の概要</b>	
(1) 産業廃棄物税導入の経緯等 .....	1
(2) 税制度の概要 .....	1
(3) 他道府県における税制度 .....	2
<b>2 本県の産業廃棄物の状況</b>	
(1) 県内排出量の状況 .....	3
(2) 県内最終処分量の状況 .....	4
(3) 県外への搬出量・県外からの搬入量の状況 .....	5
(4) 県内最終処分場の埋立量の状況 .....	6
<b>3 産業廃棄物税の施行状況</b>	
(1) 申告納入・申告納付の状況 .....	6
(2) 税収等の推移.....	6
(3) 事業者別の税収状況 .....	7
(4) 充当事業の実績 .....	8
<b>4 産業廃棄物税の今後のあり方について</b>	
(1) 税導入の効果 .....	1 1
(2) 税制度の継続の必要性 .....	1 2
(3) 税制度 .....	1 2
(4) 税の用途 .....	1 4
<b>5 その他 .....</b>	<b>1 5</b>
<b>&lt;参考資料&gt;</b>	
産業廃棄物税充当事業一覧 .....	1 7
全国の産業廃棄物税制度の概要 .....	2 1

## 産業廃棄物税の概要

### (1) 産業廃棄物税導入の経緯等

循環型社会の形成に向け、本県では、産業廃棄物の排出事業者や処理業者等の自主的な取り組みの促進や法令等に基づく規制的手法により施策の拡充を図ってきたが、これらの対策に加え、市場経済の原理に沿った手法、いわゆる経済的手法が循環型社会の形成に有効な手法であると考えられることから、産業廃棄物最終処分場（以下「最終処分場」という。）に搬入される産業廃棄物に課税する福島県産業廃棄物税条例（平成17年福島県条例第4号）を平成18年4月1日から施行した。

本条例については、施行から5年ごとに2回の検証（平成22年、平成27年）を行い、いずれにおいても適用期間を延長し、現在に至っている。

条例において、令和2年度末を目途として、条例の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされており、今回、令和3年度以降の産業廃棄物税のあり方について検討を行った。

○令和元年10月 9日 諮問

○令和元年11月14日 環境審議会第2部会  
(制度のあり方検討)

○令和2年 3月24日 環境審議会第2部会  
(制度のあり方、中間とりまとめ素案の検討)

○令和2年 8月 日 環境審議会第2部会（書面開催）  
(中間とりまとめ案の検討)

### (2) 税制度の概要

#### ア 目的

(ア) 産業廃棄物の排出を抑制し、可能な限り再生利用や減量化を行うことにより、循環型社会の形成を促進する。

(イ) 産業廃棄物税の税収を用いて、産業廃棄物の排出抑制や再生利用等による減量化、適正処理の促進に関する施策をより一層推進する。

#### イ 納税義務者

県内の最終処分場に産業廃棄物を搬入する排出事業者又は産業廃棄物の中間処理業者

#### ウ 課税標準

県内の最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量

#### エ 税率

1,000円/トン

#### オ 徴収方法

(ア) 排出事業者又は中間処理業者が最終処分業者に最終処分を委託する場合は、最終処分業者による特別徴収（※）とする。

※ 特別徴収義務者として登録した者が納税義務者から税を徴収し、県に納める制度。

(イ) 排出事業者又は中間処理業者が自ら設置する最終処分場で最終処分を行う場合（自社最終処分）は、申告納付とする。

#### カ 課税の特例

(ア) 排出事業者が自社最終処分を行う場合は、重量に1/2を乗じたものを課税標準とする。

(イ) 排出事業者の年間の最終処分場への搬入量が1万トンを超える場合は、その超える部分については重量に1/2を乗じたものを課税標準とする。

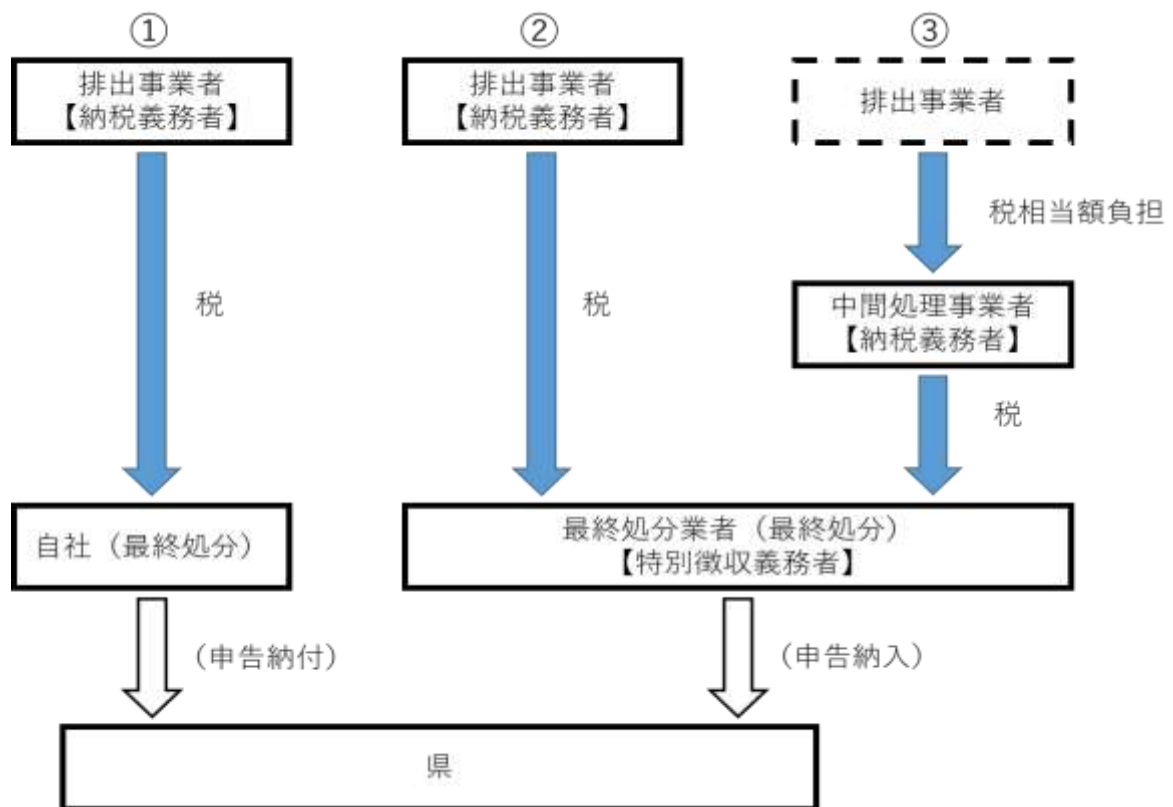
キ その他

(ア) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第11条第2項の規定により、市町村等の一般廃棄物最終処分場で併せて処理される産業廃棄物は課税対象としない。

(イ) 産業廃棄物税は、本県が独自に導入した法定外目的税(※)である。

※ 特定の使用目的や事業の経費とするために、地方税法に定められていない税目を、各地方自治体が条例を定めて設ける税。

### 【税の仕組み図】



### (3) 他道府県における税制度

産業廃棄物に対する課税は、平成14年度に三重県が初めて導入して以来、令和元年9月現在で本県を含む27道府県で導入されている。

また、東北地方では6県すべてで導入されている。

産業廃棄物関係税を導入している27道府県のうち、排出事業者が年間排出量から税額を計算して県に直接申告納付する方式(事業者申告納付方式)を採用しているのは2県のみであり、これ以外の道府県は最終処分業者等を特別徴収義務者とする方式(特別徴収方式)を採用している。

また、税率は、本県を含めた全27道府県において1トンあたり1,000円となっている。

現時点では、見直しを経て、全27道府県が制度を継続している。

## 2 本県の産業廃棄物の状況

### (1) 県内排出量の状況

産業廃棄物の県内排出量は、震災後の増加はあるものの、全体として減少傾向にあり、近年は震災前より少ない状況となっている。

税導入後の状況は、平成18年度から震災直後の平成23年度まで減少が続き、平成24年度、平成25年度に産業活動の再開や災害復旧・復興工事の進捗などにより増加した後、減少が続き平成28年度は最少となったが、平成29年度からは再び増加傾向となった。

種類別にみると、直近の平成30年度は「汚泥」が最も多く、次いで「ばいじん」及び「がれき類」となっている。震災前と比較すると、震災後は「汚泥」が減少し、「がれき類」及び「ばいじん」が増加した。

業種別にみると、直近の平成30年度は、「電気・ガス・水道業」と「製造業」が同程度に多く、次いで「建設業」となっている。震災前と比較すると、震災後は「製造業」が減少し、「電気・ガス・水道業」が同程度、「建設業」が増加した。

表1 県内排出量

(単位：万t)							
年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
排出量	863	847	834	822	799	745	805
H18年度比	100%	98%	97%	95%	93%	86%	93%

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30
排出量	849	832	794	733	784	782
H18年度比	98%	96%	92%	85%	91%	91%

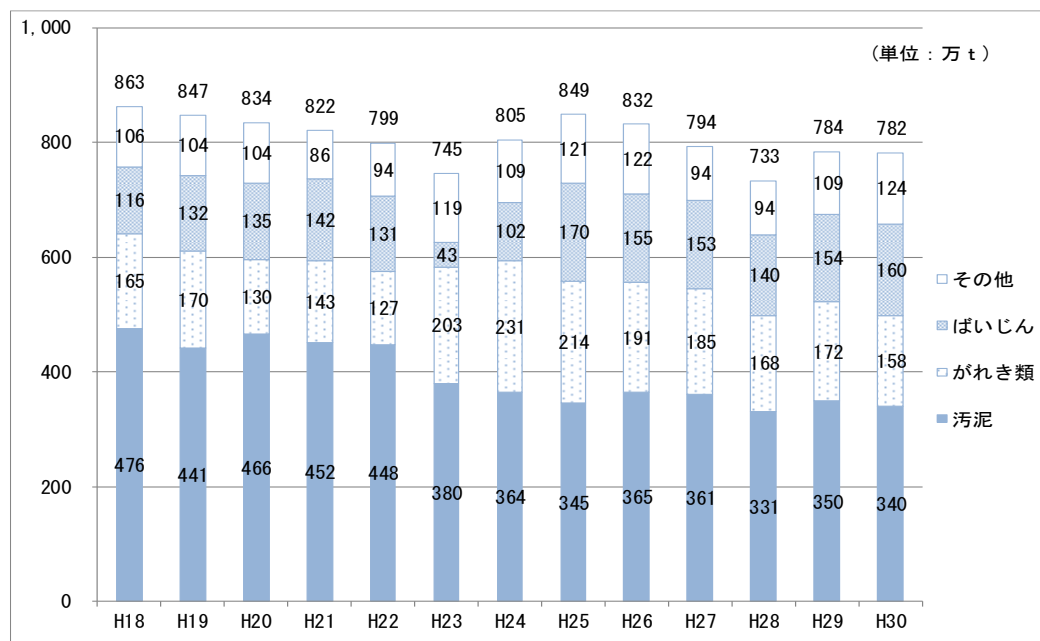


図1 種類別排出量

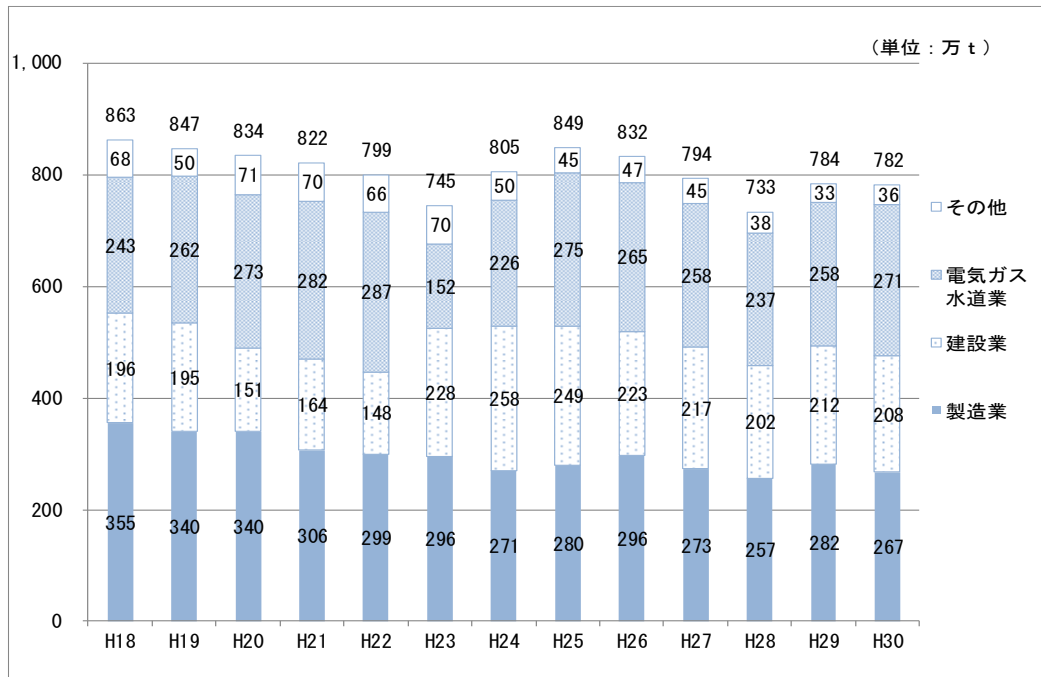


図2 業種別排出量

(2) 県内最終処分量の状況

県内で発生した産業廃棄物の最終処分量は、震災後の一時的な増加はあったものの、全体として減少傾向にあり、近年は震災前より少ない状況となっている。

税導入後の状況は、震災直後の平成23年度に大きく減少し、平成24年度に産業活動の再開及び災害復旧・復興工事の進捗などにより大きく増加した後、減少が続き平成28年度は最少となったが、平成29年度からは再び増加した。

種類別、業種別にみると、最終処分量全体の増減に大きく影響しているのは、それぞれ、「ばいじん」と「電気・ガス・水道業」であり、これらの経年変化は、全体とほぼ同じ傾向となっている。なお、「製造業」について震災前と比較すると、震災後は減少している。

表2 県内発生 of 産業廃棄物の最終処分量

(単位: 万 t)

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
最終処分量口 (最終処分率)	61 (7%)	70 (8%)	80 (10%)	72 (9%)	73 (9%)	52 (7%)	96 (12%)
H18年度比	100%	114%	131%	117%	118%	85%	157%

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30
最終処分量口 (最終処分率)	84 (10%)	68 (8%)	57 (7%)	47 (6%)	54 (7%)	57 (7%)
H18年度比	137%	111%	93%	77%	89%	93%

※最終処分率 = (最終処分量 / 産業廃棄物の県内排出量) × 100

※最終処分量には県外で最終処分された量が含まれており、県外から搬入され、最終処分された量は含まれていない。

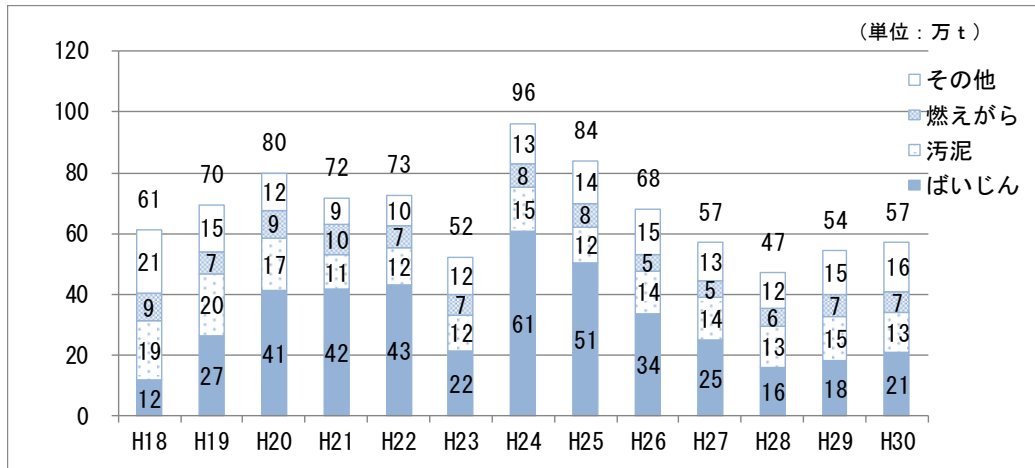


図3 種類別最終処分量 (県内産業廃棄物)

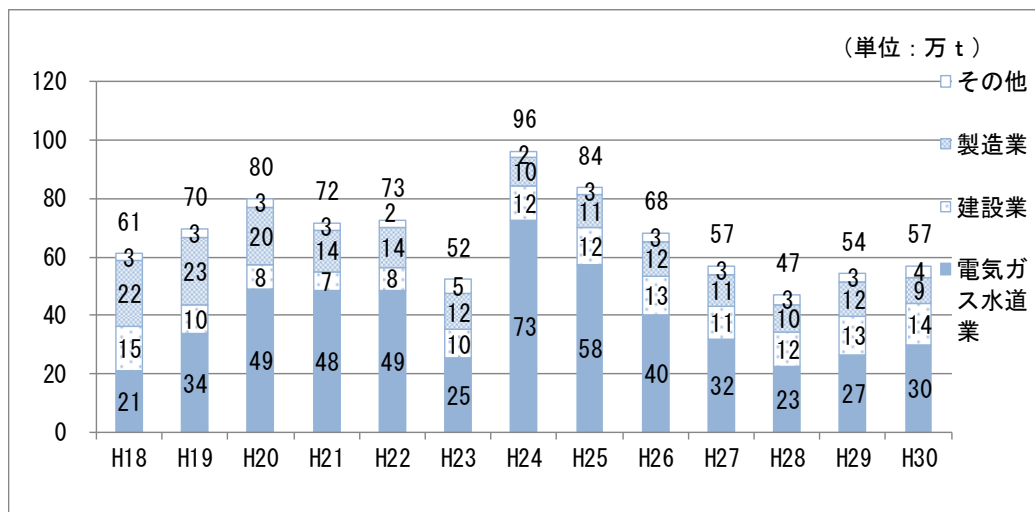


図4 業種別最終処分量 (県内産業廃棄物)

(3) 県外への搬出量・県外からの搬入量の状況

県内の最終処分場への搬入量は、県外最終処分場への搬出量を上回っている。

経年変化を見ると、県外最終処分場への搬出量は、震災後大きく増加し、その後減少したが震災前より多い状態が継続している。

一方、県内の最終処分場への搬入量は、震災後増加したがその後減少し、近年は震災前より少ない状態となっている。

表3 県外最終処分場への搬出量

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
県外への搬出量	1.3	1.2	1.7	2.6	1.7	3.2	4.9
年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	
県外への搬出量	5.7	3.1	2.8	3.2	3.5	3.8	

表4 県内の最終処分場への県外からの搬入量

(単位：万 t)

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
県外からの搬入量	15.5	18.3	18.0	15.5	18.5	18.6	23.5
年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	
県外からの搬入量	24.9	23.7	18.7	14.4	14.9	14.3	

(4) 県内最終処分場での最終処分量の状況

県内の最終処分場での最終処分量（表2～4の数値から算出）は下記のとおりであり、その傾向は県内発生産業廃棄物の最終処分量（表2）と同様である。

表5 県内の最終処分場での最終処分量

(単位：万 t)

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
最終処分量	76	87	96	85	89	68	115
H18年度比	100%	115%	128%	112%	118%	90%	152%
年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	
最終処分量	103	89	73	58	66	68	
H18年度比	136%	118%	97%	77%	87%	89%	

※県内での最終処分量＝県内発生産業廃棄物の最終処分量＋県外からの搬入量－県外への搬出量

3 産業廃棄物税の施行状況

(1) 納入・納付事業者数

納入・納付事業者数は、直近の平成30年度で、特別徴収義務者数(※1)が21(施設数27)、自社最終処分事業者数が10(施設数15)、特例納付事業者数(※2)が4(施設数5)となっている。

※1 特例徴収義務者とは、特別徴収により納税義務者から税を徴収し、県に納める事業者をいう。

※2 特例納付事業者とは、課税標準の特例（年間最終処分量1万トンを超える場合は、その超える部分については重量に1/2を乗じたものを課税標準とする）を受けるために知事の承認を受けた事業者をいう。

(2) 税収等の推移

各年度の税収等は表6のとおりである。

平成22年度までは、年度毎の変動はあるものの概ね同程度で推移したが、平成23年度は震災により産業活動が停滞した影響などにより税収額が減少した。

平成24年度は産業活動の再開及び災害復旧・復興工事などにより税収額が増加し、その後減少傾向にあったが、平成29年度、平成30年度は緩やかに増加した。

なお、会計処理の透明性を確保するため、産業廃棄物税基金（福島県産業廃棄物税基金条例（平成18年福島県条例第15号））を設け、管理している。



表6 産業廃棄物税の推移

(単位:千円)

年度	H18	H19	H20	H21	H22
税収額 ①	379,567	570,641	604,211	497,557	580,828
積立額 ②	353,164	531,493	564,020	463,769	555,601
事業充当額 ③	206,956	301,077	537,297	497,900	496,841
基金残高※ ④	146,208	376,624	403,347	369,216	427,976

年度	H23	H24	H25	H26	H27
税収額 ①	470,554	765,997	706,742	636,854	594,811
積立額 ②	438,187	713,015	658,495	592,658	553,845
事業充当額 ③	295,888	402,832	622,833	657,746	707,983
基金残高※ ④	570,275	880,458	916,121	851,033	696,895

年度	H28	H29	H30	H31予算
税収額 ①	468,806	476,350	518,167	513,274
積立額 ②	437,202	468,789	483,427	477,450
事業充当額 ③	406,549	430,631	434,585	539,360
基金残高※ ④	727,548	765,706	814,548	752,638

※④=②-③+前年度の基金残高

### (3) 事業者別の税収状況

表6で示した税収額のうち、特別徴収義務者、課税の特例を受ける自社処分事業者及び特例納付事業者ごとの税収の推移は表7のとおりである。

自社処分事業者の納税額は平成19年度の約390万円から平成30年度には約200万円に減少しており、全体の税収額に占める割合は小さい。

また、特例納付事業者の納税額は、東日本大震災による産業活動の停滞などにより減少した後、石炭火力発電所から排出される「ばいじん」の再生利用が進まなかったことなどによる増加がみられたが、その後の「ばいじん」の再生利用の進展により減少傾向にあり、過去最大だった平成24年度の約3億4千万円から、直近の平成30年度には約1億4千万円に減少するとともに、全体の税収額に占める割合も低下した。

表7 産業廃棄物税の推移 (調定額ベース)

(単位:千円)

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
特別徴収義務者	282,916	413,483	376,276	289,104	329,482	373,150	402,112
自社処分業者(※)	5,794	3,864	4,013	3,029	3,702	2,394	1,882
特例納付事業者	90,857	153,293	223,922	205,424	260,534	104,230	340,061
合計	379,567	570,640	604,211	497,557	593,718	479,774	744,055

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30
特別徴収義務者	402,872	463,152	414,417	351,532	351,878	373,658
自社処分業者(※)	1,784	1,883	2,649	2,351	2,480	1,954
特例納付事業者	302,086	172,539	177,746	114,929	121,987	142,556
合計	706,742	637,574	594,812	468,812	476,345	518,168

※特例納付事業者を除く

(4) 充当事業の実績

ア 産業廃棄物税を活用した前回見直し以降の目的別の事業充当額と事業数は表8のとおりである。

表8 目的別の事業充当額と事業数

(単位:千円)

目的	年度	H27	H28	H29	H30	4カ年合計
①産業廃棄物排出量の抑制		15,912 2事業	18,681 3事業	27,579 3事業	7,038 2事業	69,210 10事業
②リサイクル(物質循環)の推進		26,817 4事業	48,361 4事業	50,847 4事業	33,638 4事業	159,663 16事業
③産業廃棄物処理施設の整備促進		74,730 10事業	68,439 10事業	79,591 9事業	64,188 10事業	286,948 39事業
④産業廃棄物に関する県民理解の促進		26,907 7事業	32,366 7事業	40,363 8事業	32,861 7事業	132,497 29事業
⑤産業廃棄物の適正処理の推進		141,291 3事業	163,920 4事業	173,643 3事業	203,692 3事業	682,546 13事業
⑥その他産廃税の目的に適合する事業		422,326 3事業	74,782 2事業	58,608 2事業	93,168 2事業	648,884 9事業
合計		707,983 29事業	406,549 30事業	430,631 29事業	434,585 28事業	1,979,748 116事業

イ 平成27年度からの4カ年で、産業廃棄物税を活用した主な事業は次のとおりである。

① 産業廃棄物排出量の抑制

69,210千円

○産業廃棄物抑制及び再利用施設整備支援事業(生活環境部)

排出事業者が排出抑制等を目的として行う施設や設備の整備に補助金を交付した。

平成27年度から30年度までの4カ年で4事業者に対し、36,850千円の補助金を交付した。

表9 支援実績

施設等	廃棄物	削減推計量 (27~30年度)
汚泥の分離脱水施設	汚泥	300トン
廃プラスチック減容装置	廃プラスチック類	3.2トン
ドレン水処理装置	廃油	2.4トン
鋳物砂再生・集塵装置	鋳さい	761トン
合計		1066.6トン

また、産業廃棄物処理施設への高度な処理技術導入や維持管理等のための調査研究に対しての補助金（1事業者に対し、3,000千円を交付）を交付した。

○石英ガラス粉末のゴムフィラーとしての有効活用（商工労働部）

産業廃棄物として処分されている石英ガラスの研磨粉をゴムの補強材として有効利用する方法についてハイテクプラザにおいて技術開発を行った。

○未利用農産物の機能性成分を生かした加工技術の開発（商工労働部）

農産物を原材料とした食品製造過程等で生じる残さ（未利用農産物）に含まれる食物繊維やポリフェノール等の機能性成分を利用した加工食品の開発を行った。

**② リサイクル（物質循環）の推進**

**159,663千円**

○エコ・リサイクル製品普及拡大事業（生活環境部）

産業廃棄物等ごみの減量化と再資源化等廃棄物の有効利用を進めるため、エコ・リサイクル製品の認定、普及啓発等に総合的に取り組んだ。

平成27年度から30年度までの4カ年でエコ・リサイクル製品16件を認定し、平成31年3月31日現在で50件（26事業者）となっている。

エコ・リサイクル製品には、石炭灰や銅スラグを使用した側溝等の土木用製品、製材端材等を使用した合板等の建築用製品などがある。

○環境にやさしいモデル工事推進事業（土木部）

省エネルギー、省資源、リサイクル、生態系保全の4つをキーワードとした建設資材を使用するモデル工事を行う事により、環境資材の使用機会を拡大し、認識を高めた。

平成27から30年度の4カ年で県公共工事で石炭灰や銅スラグを使用した側溝などの環境資材を使用した。

○資源活用！バイオマス資源利活用推進事業（農林水産部）

家畜排せつ物や製材工場残さ等の利活用を推進するための「福島県バイオマス活用推進計画」を策定した。

**③ 産業廃棄物処理施設の整備促進**

**286,948千円**

○産業廃棄物処理施設等理解促進支援事業（生活環境部）

産業廃棄物処理施設への住民理解の促進を図るための事業に対しての補助金（施設整備等：6事業者に対し、13,774千円 パンフレット作成等：5事業者に対し1,696千円を交付）を交付した。

○ダイオキシン類等有害物質安全確認調査事業（生活環境部）

産業廃棄物最終処分場に埋め立てされる燃え殻及び処分場からの放流水に含まれるダイオキシン類の濃度調査を行った。また、燃え殻、汚泥等を中間処理し、製品

として再生利用している物についてダイオキシン類等有害物質調査を行った。

平成27年度から30年度までの4カ年で、燃え殻等を32施設、放流水を90施設、中間処理物を13施設で調査し、**結果を公表**した。

○産業廃棄物業者情報提供環境整備事業（生活環境部）

産業廃棄物処理業者等情報管理システムを構築し処理業者の許可情報をインターネット上で公開することにより、排出事業者が**目的に合う処理業者を簡単に検索できる**環境を整えた。

**④ 産業廃棄物に関する県民理解の促進**

**132,497千円**

○環境教育等促進事業（環境教育副読本作成事業）（生活環境部）

小学5年生を対象とした環境教育に関する副読本を作成し、県内の学校への配布、授業における活用等を通じ、廃棄物の適正処理に関する理解の促進を図った。

○産業廃棄物処理業務研修会開催事業（生活環境部）

産業廃棄物排出事業者及び処理業者を対象に、産業廃棄物の適正処理に係る基礎的な知識や関係法令の最新の改正内容に関する研修会を開催した。

平成27年度から30年度までの4カ年で、10回開催し、1,600名の産業廃棄物処理業務従事者が受講した。

○優良産廃処理業者育成支援事業（生活環境部）

優良産業廃棄物処理業者の認定基準の1つである電子マニフェストの導入を支援するため、産業廃棄物排出事業者及び産業廃棄物処理業者に対して電子マニフェストの操作説明会を実施した。

平成27年度から30年度までの4カ年（平成29年度以降は産業廃棄物処理業務研修会開催事業に含めて実施）で22回開催し、320名が参加した。

**⑤ 産業廃棄物の適正処理の推進**

**682,546千円**

○不法投棄防止総合対策事業（生活環境部）

産業廃棄物不法投棄監視員や監視カメラの設置など、不法投棄の未然防止対策の強化、早期発見体制の充実を図るとともに、不法投棄防止活動を行っている団体に補助金を交付するなど不法投棄防止のための総合的な対策を実施した。

県内各市町村に不法投棄監視員を配置して年間約3,000日の監視活動を行ったほか、不法投棄防止の啓発活動を行った17団体に補助金を交付するなどの事業を実施した。

平成19年度以降、産業廃棄物の不法投棄件数は概ね横ばいとなっている。

○PCB廃棄物適正処理事業（生活環境部）

PCB廃棄物等が処分期間内に確実に処分されるよう、県内の工場・事業場やPCB廃棄物保管事業者等に対してアンケート調査による実態把握や立入検査を実施した。

(処分期間：トランス等は令和3年度、安定器等は令和4年度、低濃度PCB廃棄物は令和8年度まで。)

○産業廃棄物排出処理状況確認調査事業（生活環境部）

産業廃棄物の適正処理等を推進するため、毎年、県内の産業廃棄物の発生から最終処分までの状況を調査し、公表した。

⑥ その他産業廃棄物税の目的に適合する事業

648,884千円

○環境創造センター運営事業（生活環境部）

産業廃棄物処理施設の放流水、焼却灰等に含まれる有害物質の分析検査等が、適時、適切に実施できるよう環境創造センターの分析機器の維持管理等を行った。

○産業廃棄物税交付事業（生活環境部）

中核市（福島市、郡山市、いわき市）が行う、産業廃棄物税の目的に合致した事業の実施に対し、交付金を交付した。

**（5）排出事業者等へのアンケート結果**

産業廃棄物税の認知度や効果等を把握するため、税を負担している県内の排出事業者等に郵送により調査を行った。その結果、現在の税制度に対する理解は概ね得られており、事業者への排出抑制・再生利用促進の意識付けの効果は現在も継続していることがうかがえた。

時期 令和元年7月

対象 排出事業者 548者（回答300者）

中間処理業者 197者（回答132者）

① 産業廃棄物税について知っていましたか。

	(排出事業者)	(中間処理業者)
・ 税制度を知っていた	78%	86%
・ 税制度を知らなかった	20%	9%

② 課税により排出抑制や再生利用の促進に効果があると思いますか。

	(排出事業者)	(中間処理業者)
・ 効果がある／多少効果がある	64%	52%
・ 効果はない／効果はあまりない	33%	39%

③ 産業廃棄物の排出抑制・再生利用等が促進されましたか。

	(排出事業者)	(中間処理業者)
・ 促進された	37%	35%
・ 促進されなかった	14%	8%

④ 自社処分又は委託による最終処分量の変化はありましたか。

	(排出事業者)	(中間処理業者)
・ 減少した／やや減少した	29%	22%
・ 増加した／やや増加した	16%	13%

## 4 産業廃棄物税の今後のあり方について

### (1) 税導入の効果

#### ア 県内排出量等に関する排出抑制等効果

景気の動向や東日本大震災による影響、循環型社会の形成に向けた総合的な取組の中で、産業廃棄物税による排出抑制効果を抽出することは困難であるが、税を導入した平成18年度から東日本大震災前の平成22年度まで県内排出量は着実に減少し、その後東日本大震災による変動が見られたものの、いずれの年度も平成18年度より低いレベルを維持している。

また、産業廃棄物税を活用し、①産業廃棄物排出量の抑制、②リサイクル(物質循環)の推進、③産業廃棄物処理施設の整備促進、④産業廃棄物に関する県民理解の促進、⑤産業廃棄物の適正処理の推進の5つの方針に沿って各種施策を展開してきた。

その結果、**前回見直し後の平成27年度以降、平成30年度までの4カ年に実施した産業廃棄物税を活用した事業の実績として**、排出事業者に対する施設整備等支援により、約1千百トン/年の産業廃棄物が削減されたほか、エコ・リサイクル製品16件を認定した。このほか、電子マニフェストの加入者数も操作説明会の開催などにより、平成27年度には1,369事業者であったものが、平成30年度には、2,757事業者にまで増加し、**また、不法投棄監視体制の充実などにより不法投棄件数の増加傾向は見られないなど、税充当事業による一定の効果が認められる。**

#### イ その他の効果

**排出事業者等へのアンケート調査の結果、税制度を知っている排出事業者は約78%、中間処理業者は約86%、本税制度が排出抑制・再生利用の促進に効果があった排出事業者は約64%、中間処理業者は52%などと現在の税制度に対する理解は概ね得られていることがうかがえる。また、実際に排出抑制・再生利用等が促進された排出事業者は約37%、中間処理業者は約35%、最終処分量が減少した排出事業者は約30%、中間処理業者は約20%などと税導入による事業者の意識づけの効果は現在も継続していることがうかがえる。**

### (2) 税制度の継続の必要性

産業廃棄物の排出抑制、再生利用等を推進していくためには、法令による規制的手法、事業者の自主的取組による手法、産業廃棄物税などの経済的手法など、適切な施策を組み合わせることにより対応していくことが重要であり、その中で、産業廃棄物税については、産業廃棄物の排出抑制、再生利用等に一定の効果が**認められ**、その役割は大きい。

税導入後、**産業廃棄物の県内排出量は、震災後に増加したものの、その後も減少傾向にあり、近年は震災前より減少した状況となっているが、直近の平成29年度から再び増加傾向となっていることもあり、産業廃棄物の排出抑制、再生利用等の各種施策を今後もより一層拡充していく必要がある。**

このようなことから、持続可能な循環型社会を形成していくためには、現在の税制度を引き続き、継続していくことが適当であると考えられる。

### (3) 税制度

#### ア 課税方式

県内の最終処分場に産業廃棄物を搬入する排出事業者又は中間処理業者に対し、搬入する産業廃棄物の重量に応じて産業廃棄物税を課している。制度導入後14年以上が経過し、納税状況についても、公平かつ確実に徴収され、滞納もないことなどから、制度自体は既に定着していると言える。さらに、見直しが必要となる大きな課題等はないことから、引き続き、現行の課税方式を継続することが適当であると考ええる。

#### イ 税率

現行の1トンあたり1,000円という税率は、県内の企業活動に多大な影響を与えているものではなく、アンケート調査でも本税制度及び効果が広く認知されている。

また、産業廃棄物の県内外の流出入を助長しているという状況も見られない。

現時点で、産業廃棄物税を導入している全27道府県等で1トン当たり1,000円とすることを基本としており、他自治体との均衡が図られていることから、引き続き現行の税率を継続することが適当であると考ええる。

#### ウ 徴収方法

本県を含む25道府県が、最終処分業者が特別徴収義務者として徴収する「最終処分業者特別徴収方式」を採用している。

最終処分場の設置者を特別徴収義務者とするため、課税対象となる産業廃棄物の把握が容易であり、納税者の事務負担や徴税コストも小さい。また、排出抑制に加え、中間処理業者による減量化、リサイクルを促すことが期待できるため、引き続き現行の徴収方法を継続することが適当であると考ええる。

#### エ 課税の特例

本県では、自社の最終処分場に産業廃棄物を搬入する場合、その重量の1/2を課税標準とする課税の特例を設けている。

この制度は自社処分事業者が多額の投資や努力により処分場を自ら確保し、長期にわたり維持管理も行うなど、排出者の責任を果たしていることに考慮して設けられたものである。

自社処分事業者がこのように排出者の責任を果たしている状況は、現在も同様である。

同事業者への聞き取り調査では、各社から特例の継続要望と併せ、最終処分量の削減に取り組んでいることについて説明がなされたが、今後も、最終処分量削減に不断に取り組み、環境への影響を最小にすることに努める必要がある。

これらのことから、引き続き、自社処分事業者に対して最終処分量の最小化を促しつつ、制度創設時の趣旨を踏まえ、当該制度を維持することが適当であると考ええる。

また、本県では、排出事業者の年間の最終処分場への搬入量が1万トンを超える場合、その超える部分について1/2を課税標準とする課税の特例を設けている。

この制度は排出抑制の実効性と適正規模の税負担の双方を考慮した税制度が望ましく、特定の納税者にあまりにも高額な税負担が発生する場合、一定の軽減措置が必要であるとして設けられたものである。

特例納付事業者の納税額は増減があるものの、平成30年度の全体の税収額に占める割合は税導入直後の平成19年度や前回見直しを行った平成27年度と同程度となっており、対象事業者も制度創設当時と変わりがなく、軽減措置を講じないと特定の納税者にあまりにも高額な税負担が生じてしまう状況は、現在も同様である。

同事業者への聞き取り調査でも、各社から特例の継続要望と併せ、最終処分量の削減に取り組んでいることについて説明がなされたが、今後も、最終処分量削減に不断に取り組み、環境への影響を最小にすることに努める必要がある。

これらのことから、引き続き、特例納付事業者に対して最終処分量の最小化を促しつつ、制度創設時の趣旨を踏まえ、当該制度を維持することが適当であると考える。

なお、本課税の特例に関して、前回の検討時に、福島県税制等検討会の委員から「将来的には段階的に解消することを考えてもよいのではないか」また、「税理論として、税の優遇制度は小規模事業者に適用するのが一般的で、大規模事業者に適用するのは原則的にあまり好ましいものではない」との意見をいただいていることについては、上記の理由に加え、今般の新型コロナウイルス感染症による地域経済・社会への影響等も踏まえ、当面は当該制度を維持すべきであるとする。

また、特例納付対象のうち3事業者が行っている石炭火力発電事業は、世界的に二酸化炭素排出削減に向けた燃料転換が求められており、地球温暖化防止対策上の大きな問題の一つでもあるため、国の環境・エネルギー政策の動向を注視する必要がある。

#### オ その他

一般廃棄物とあわせて処理される産業廃棄物（併せ産廃）については、税の公平性の観点から、一律に課税すべきとの考え方もあるが、自治体において、廃棄物の受け入れ段階での産業廃棄物と一般廃棄物の区分等のために大幅な負担の増加が見込まれること（徴税コスト）、焼却や破砕処理後の最終処分量の把握が困難であること（課税手法）の他、排出事業者の理解を得る必要があること、新たな負担を求めることの是非に関する課題が現在も継続しており、これらの課題を解決することが重要である。

### （４）税の使途

産業廃棄物税は、次のような事業の財源とすべきである。

また、産業廃棄物税を活用する事業については、計画から評価、見直しを適切に行い、産業廃棄物税の目的に適合した効果的な事業を構築していくべきである。

#### ① 産業廃棄物排出量の抑制



- ・産業廃棄物の排出抑制、減量化の取組への支援

## ② リサイクルの推進

- ・リサイクルの取組への支援
- ・廃プラスチック類の再生利用等の推進

## ③ 産業廃棄物の適正処理の推進

- ・事業者に対する適正処理の啓発
- ・不法投棄未然防止対策の推進
- ・産業廃棄物処理業者情報の公開

## ④ 産業廃棄物処理業の振興

- ・優良な産業廃棄物処理業者の育成
- ・処理技術等向上に向けた人材の育成

## ⑤ 産業廃棄物処理施設の整備促進

- ・産業廃棄物の排出抑制、減量化、再生利用施設整備への支援
- ・処理施設に対する地域住民の安全・安心の確保

## ⑥ 産業廃棄物に関する県民理解の促進

- ・環境教育、学習の振興（産業廃棄物処理施設の活用等）
- ・産業廃棄物、税制度に関する県民理解の促進（広報、普及啓発）

## ⑦ その他産廃税の目的に適合する事業

## 5 その他

社会経済情勢の推移や税制度の施行状況を勘案し、制度見直しの機会を確保する観点から、一定期間（5年程度）を目安として必要な見直しを行うこととすべきである。